

平成 27 年度
建築行政共用データベースシステム連絡協議会
第 2 回 企画改善部会

1 日 時 平成 28 年 3 月 18 日 (金) 13:30～16:30

2 場 所 建築行政情報センター会議室

3 議 事

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 当面のスケジュール
- (3) 検討結果報告
- (4) その他

4 配付資料

- 【資料 1】 部会員名簿
- 【資料 2】 平成 27 年度第 1 回企画改善部会議事録
- 【資料 3】 当面のスケジュール
- 【資料 4】 企画改善部会検討結果報告 (案)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

平成28年3月

団体名	担当	氏名	所 属	電話番号	E-mail
1 大阪府	基幹法システムWG	津田 敏史	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 指導調整グループ 課長補佐	06-6210-9721	TsudaSa@mbx.pref.osaka.lg.jp
2 神奈川県	"	木戸麻亜子	県土整備局建築住宅部建築指導課 建築指導グループ	045-210-1111 (内線6246)	kensi.kenchiku@pref.kanagawa.jp
3 山梨県	"	弾塚 崇	県土整備部建築住宅課 建築審査担当	055-223-1735	danzuka-akcy@pref.yamanashi.lg.jp
4 日本ERI (株)	"	内田 広也	確認企画部 部長	03-5775-2403	k_uchida@j-eri.jp
5 ビューローパリティシステムズジャパン (株)	"	堀口 智可	建築認証事業本部業務推進管理部業務推進課 マネージャー	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com

国土交通省		大木 雄介	住宅局建築指導課企画係長	03-5253-8513	oki-y2te@mlit.go.jp

事務局 (建築行政情報センター)		坂田 英督	システム部長	03-5225-7706	e-sakata@icba.or.jp
		久保 博史	企画課長		kubo@icba.or.jp

第 1 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録 (案)

日 時 平成 27 年 9 月 18 日 (金) 13:30～15:00
場 所 インテリジェントロビー ルコ C 会議室

資 料

- 【資料 1】 部会員名簿
- 【資料 2】 平成 26 年度第 2 回企画改善部会議事録
- 【資料 3-1】 企画改善部会及びWG開催スケジュール (案)
- 【資料 3-2】 平成 27 年度の取り組み (案)
 - 【参考 1】 通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲 (概念図)
 - 【参考 2】 通知・報告配信システム (データ本位型) 運用の手引き
- 【資料 4-1】 大阪府 通知・報告配信システムの導入について
- 【資料 4-2】 神奈川県 運用ルール (案)
- 【資料 4-3】 データ送信における「提出」についての考察 (運用の手引きへの追記案)

出 席 者 (敬称略)

大阪府：津田 敏史
神奈川県：木戸麻亜子
山梨県：弾塚 崇
日本 ERI(株)：内田 広也
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
国土交通省：大木 雄介
事務局 坂田、久保

議 事

1. 部会長の選任 (資料 1)

◇部会員の互選により、大阪府 津田様に決定。

2. 前回議事録の確認 (資料 2)

◇前回部会で確認した今年度の検討テーマ等について、事務局より説明された。

3. 検討課題とスケジュール (資料 3)

◇今年度の検討課題の報告と、部会及びWG開催スケジュール案を確認した。

部会及びWG開催スケジュール、平成 27 年度の取り組みについては、原案どおり進めることとする。

【主な質疑・意見】

- ・企画改善部会の到達目標として記載されている「統一運用ルール」とは何か。(大阪府 津田様)
 - 通知報告の運用を全国統一するという趣旨ではなく、最小公倍数的な運用ルールとしての整備を目指すものである。個々の運用においては、統一運用ルールの記載事項について取捨選択はあり得る。(事務局)

- ・確認申請の引受通知は法定外であるが、これも統一運用ルールに盛り込むのか。(日本ERI 内田様)
 - 法定外であるため、統一運用ルールには盛り込まず、オプションとして扱うことになるかもしれない。(事務局)
- ・これまでの取り組みにおいて、データ送信に指定機関が参加したきっかけは何か。また、データ送信を開始したことにより、どのくらいのメリット(全件数におけるデータ送信の割合)が見込まれるのか。(山梨県 弾塚様)
 - 大阪府におけるデータ送信のきっかけは、特定行政庁からの依頼と指定機関自身からの申し入れの両方のケースがある。データ送信件数のシェアは、指定機関による全件数の13%程度を占める。(大阪府 津田様)
 - 神奈川県では、平成24年度から企画改善部会のメンバーとなり、データ送信について検討を行ってきた。データ送信によって神奈川県側にメリットがある一方で事務処理がかなり変わるため、問題点等を明らかにすることを目的としてひとまず実証実験をすることとしている。実験における送信件数のシェアは3%程度。(神奈川県 木戸様)

4. 具体的な検討事項(資料4)

(1) 大阪府 通知・報告配信システムの導入について

- ◇これまでの取り組みの経過、運用ルール等について、大阪府より説明された。今後は特定行政庁の更なる参画と指定機関への協力要請を図る。

【主な質疑・意見】

- ・運用ルールにおいて、スキャナ画像のファイルフォーマットにPDFのほかtiff、jpegを追加している理由は。(山梨県 弾塚様)
 - 特定行政庁からの要望によるが、実際はPDFのみとなっている。
- ・月1回、建築計画概要書の紙原本が郵送されることになっているが、その前に閲覧請求が来た場合はどのように対応しているのか。(神奈川県 木戸様)
 - 紙原本が到着する前に閲覧請求が来ることはほとんどない。仮に来たときはPDFで送られてきた電子データを出力して渡すこととなる。(大阪府 津田様)

(2) 神奈川県 運用ルール(案)

- ◇10月より開始予定の実証実験における運用ルール案について、神奈川県より説明された。この運用ルール案は、昨年度より各出先機関と調整してきたものである。

【主な質疑・意見】

- ・神奈川県では、送信データを各出先機関にどのように振り分けるのか。(山梨県 弾塚様)
 - 各出先機関で独立したデータベースとしている県と、全体で1つのデータベースに統合している県があり、神奈川県は前者、山梨県は後者である。前者の場合、指定機関の送信先がそもそも出先宛となるため、振り分ける必要がない。(事務局)
- ・最初に送信された建築計画概要書に誤りがあった場合はどのように対応するのか。
 - 建築計画概要書の送信媒体は、テキストファイル、PDF、さらに月1回到着する紙原本の3通りとなる。これらについてどこまで同期をとるかということ特定行政庁で判

断することとなる。先行運用中のさいたま市においては、3通りのすべてを同期させていると聞いている。(事務局)

(3) データ送信における「提出」についての考察

◇通知・報告を7日以内に「提出」することについて、データ送信においては、通知・報告配信システムに「到着」したことをもって(仮に閉庁日であっても)「提出」となり得る旨、事務局より説明された。

なお、神奈川県においてもこの解釈で問題ないことが確認されたため、「到着」以降の手続きである「收受」の位置づけまでは検討する必要がなくなった。そこで、資料 4-3 から当該箇所を削除した上で運用ルールに掲載することとする。

【主な質疑・意見】

- ・ 收受した日にかかわらず、送信されたデータの到着日が7日以内であれば法的には問題ない。データ送信された建築計画概要書は、印刷後に收受印を押印するが、この場合の收受日は7日を過ぎることもあり得る。(神奈川県 木戸様)
- ・ 今回実証実験では、月1回到着する紙原本にも再度收受印を押印する。紙原本の概要書は、先に印刷した(データで到着した)概要書と差し替える予定。前者は永久保存、後者は一般保存(一定期間経過後廃棄)とする方針。(神奈川県 木戸様)

5. その他

- ・ 台帳システムで、番号の前後に「第」と「号」をつけて印刷する場合、元データが「○○第3号」のような形式で届くと、結果として「第○○第3号号」と記載されてしまう。このような不都合を解消してほしい。(神奈川県 木戸様)
→元データの形式にルールがないため、システムで直ちに解決するのは困難であると思われる。(事務局)

- ・ 次回部会開催は平成28年3月18日とする。

以上

**企画改善部会
当面のスケジュール**

- 3月18日** **第2回企画改善部会**
検討結果報告案のとりまとめ
- 4月上旬** **検討結果報告 総会・理事会提出案確定**
必要に応じ検討結果報告案を修正
※修正が発生した場合は電子メールで部会員に送付します。
- 7月22日** **連絡協議会理事会**：検討結果報告書の承認
連絡協議会総会：検討結果報告書説明・配付
※理事会・総会の開催案内は別途送付予定
- 7～8月** **平成28年度部会メンバー調整**
- 9月頃** **平成28年度第1回企画改善部会**

(案)

企画改善部会 検討結果報告

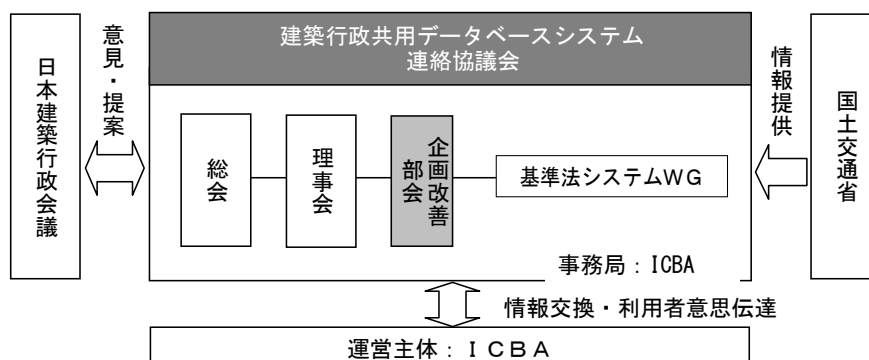
1. 企画改善部会について
2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
3. 平成28年度のスケジュール

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会

1. 企画改善部会について

(1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。
 なお、部会のもとに「基準法システムWG」を設置し、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施する。



(2) 企画改善部会及びWGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム	◇台帳・帳簿登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等
システム運用	◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約 ・取り組むべき項目の整理 ◇標準様式、電子報告等 ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 等	◇通知・報告配信S促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 ◇様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 等

平成27年度は、上記のうち太字部分を実施した。

(3) 企画改善部会の構成

大阪府（部会長）、神奈川県、山梨県
 日本ERI株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社
 ※国土交通省もオブザーバとして参加。

(4) 開催経過

企画改善部会 (計2回) : H27.09.18、H28.03.18
 基準法システムWG (計5回) : H27.10.30 (大阪府)、H27.11.04 (同)
 H27.11.20 (同)、H27.03.02 (同)
 H27.03.04 (神奈川県)

2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

(1) 趣旨

平成 22 年 4 月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ（専用フォーマット）を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで企画改善部会では、試行運用等を行い、平成 26 年度に「データ本位型 運用の手引」を作成した。平成 27 年度は、通知・報告配信システムの全国的な普及を図るべく、これを実証実験等によりブラッシュアップする。（従前の検討経過は**別紙 1**参照）

(2) 検討結果

①大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ

趣 旨：「データ本位型」運用ルールによるデータ送信を、府内特定行政庁及び指定確認検査機関に展開し、その中で新たに判明した課題や対応策等を運用ルールに反映する。

結 果：平成 26 年度より進めてきた府内特定行政庁及び送信システム導入済みの 11 指定確認検査機関との調整の上、平成 27 年 9 月より下表のとおりデータ送信を開始。その後の運用状況を踏まえ、「運用の手引」の内容を更新した。**別紙 2**

指定確認検査機関（送信元）	特定行政庁（送信先）
ビューローベリタスジャパン(株)	大阪府、堺市、箕面市
アール・イー・ジャパン(株)	大阪府、堺市、箕面市
(株)阪確サポート	大阪府、堺市、箕面市
(一財)日本建築総合試験所	大阪府、堺市

※以上のほか、(株)国際確認検査センター、(株)確認検査機構プラン 2 1 の 2 社もデータ本位型によらずに「郵送本位型」でデータ送信を開始。

②神奈川県による「データ本位型」実証実験

趣 旨：神奈川県においては平成 24 年度以降、土木事務所と本庁の調整、文書管理規程に係る手続等、庁内における調整が進められてきたほか、これまでの実証実験では扱わなかった「確認引受通知」について、その対応策が検討されてきた。

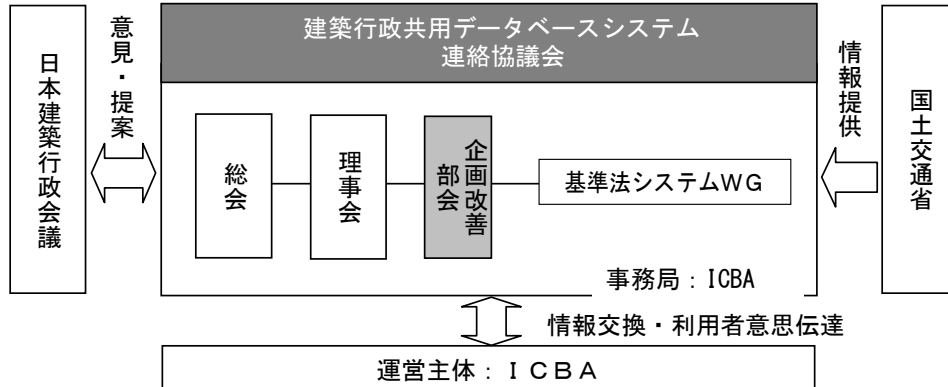
平成 27 年度は、以上を踏まえて実証実験を実施し、運用ルールへの反映を図る。

結 果：神奈川県の運用においては、システムの機能も含めた課題が多く、大きなメリットを見出すことができなかった。**別紙 3**

3. 平成28年度のスケジュール

(1) 検討体制

企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度。



通知・報告配信システムの運用に関する課題検討は、これまで5年間にわたる取り組みでほぼ煮詰まってきたとも思われる。

そこで今後は、例えば指定確認検査機関における概要書等の電子ファイル化の状況等、通知・報告配信システムの運用上ポイントとなる事項について実態調査を行い、普及促進の方策検討の材料を整理することも視野に入れる。

(2) 企画改善部会の構成

平成27年度の部会員を基本として構成する。

(3) 検討課題

- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約
- ・その他